

◇大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

- 1 鉄道基盤施設を設置することにしました。
- 2 当該施設に係る占有及び行為の許可に関し必要な事項を定めることにしました。
- 3 この条例は、令和6年12月23日から施行することにしました。

(大阪港湾局計画整備部施設管理課)